

平成 23 年

第 1 回市議会定例会 議案第 24 号

函館市職員定数条例の一部改正について

函館市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 25 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市職員定数条例の一部を改正する条例

函館市職員定数条例（昭和 24 年函館市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「16 人」を「15 人」に改め、同条第 2 号ア中「1,508 人」を「1,437 人」に、「189 人」を「202 人」に改め、同号イを次のように改める。

イ 企業局の職員 279 人

第 2 条第 2 号中ウを削り、エをウとし、同条第 3 号中「411 人」を「405 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改正するため

【資料】

(単位：人)

区 分	現定数	増減数	新定数
(1) 議 会 事 務 局	16	△ 1	15
(2) 市 長 の 補 助 機 関			
ア 一 般 部 局	1,508	△ 71	1,437
イ 企 業 局 (旧水道局・交通局)	294	△ 15	279
ウ 病 院 局	927		927
計	2,729	△ 86	2,643
(3) 教 育 委 員 会	411	△ 6	405
(4) 選 挙 管 理 委 員 会	8		8
(5) 監 査 事 務 局	8		8
(6) 公 平 委 員 会			
(7) 農 業 委 員 会	10		10
(8) 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会			
合 計	3,182	△ 93	3,089